

◎新潟県告示第57号

平成18年12月22日新潟県告示第1776号（漁業災害補償法に基づく加入区の設定）の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成31年2月23日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成31年2月22日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成31年1月22日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
名立加 入区	<u>上越市漁業協 同組合の地区 のうち旧名立 漁業協同組合 の区域</u>	法第104条第2号に掲げ る漁業	名立加 入区	<u>名立漁業協同 組合の地区</u>	法第104条第2号に掲げ る漁業